

浜田地区広域行政組合
第9期介護保険事業計画
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月

浜田地区広域行政組合

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
(1)法的根拠	2
(2)関連計画との関係	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画策定の体制	2
第5節 計画見直しにおける基本的な考え方について	3
第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移	5
第1節 高齢者の現状と推移	5
(1)人口推移	5
(2)人口構成	6
(3)日常生活圏域別の高齢者の状況	9
(4)高齢者の世帯の現状	9
(5)認知症高齢者の状況	10
(6)要支援・要介護認定者の現状	11
第2節 高齢者の将来の見込み	12
(1)人口の将来推計	12
(2)要介護等認定者の将来推計	13
第3節 各種アンケート調査結果(抜粋)	14
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)	14
(2)在宅介護実態調査結果(抜粋)	14
(3)事業所調査結果(抜粋)	14
第3章 計画の基本構想	15
第1節 本圏域の目指すべき姿と基本方針	15
第2節 計画の基本目標	16
第3節 施策体系	16
第4節 日常生活圏域の設定	16
第4章 具体的な取り組み(記載イメージ)	18
第1節 介護給付費適正化に向けた主要事業の推進	18
(1)適正な要介護認定の取り組み	18
(2)ケアプランの点検	19

(3)縦覧点検・医療情報との突合	20
第5章 介護保険サービス事業の見込みと介護保険料	21
第1節 介護保険サービスの基盤整備	21
第2節 サービス別事業量の見込み	21
(1)介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順	21
第3節 保険料の算定.....	22
第4節 地域支援事業.....	22
第6章 計画推進のための体制整備	23
第1節 計画の推進体制.....	23
第2節 計画の進捗評価	23
第3節 計画の分析と公表	23
資料編.....	88

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成 12(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、令和7年(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年に向け、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を専門職、社会福祉協議会、市、保険者などの関係者が連携してサポートする「地域包括ケアシステム」の進化・推進が求められています。

本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3年3月に策定した「浜田地区広域行政組合第8期介護保険事業計画」を見直すもので、令和7(2025)年及び令和 22(2040)年を見据え、浜田地区広域行政組合における介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる 深化・推進に取り組むことで地域共生社会※の実現へ向け計画を策定するものです。

※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

第2節 計画の位置づけ

(1)法的根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、介護給付のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込量の確保のための方策、サービス事業者間の連携の確保などサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項などについて、その内容を定める計画となっています。

(2)関連計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、浜田市、江津市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画」と一体のものとして整合を図りながら、本圏域の基本方針である「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」「生活者視点の地域包括ケア」の実現を目指します。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会」をはじめ、広く住民から目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行いました。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査などを実施し、寄せられた幅広い意見や高齢者の実態なども参考に、検討・協議を行いました。

第5節 計画見直しにおける基本的な考え方について

【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

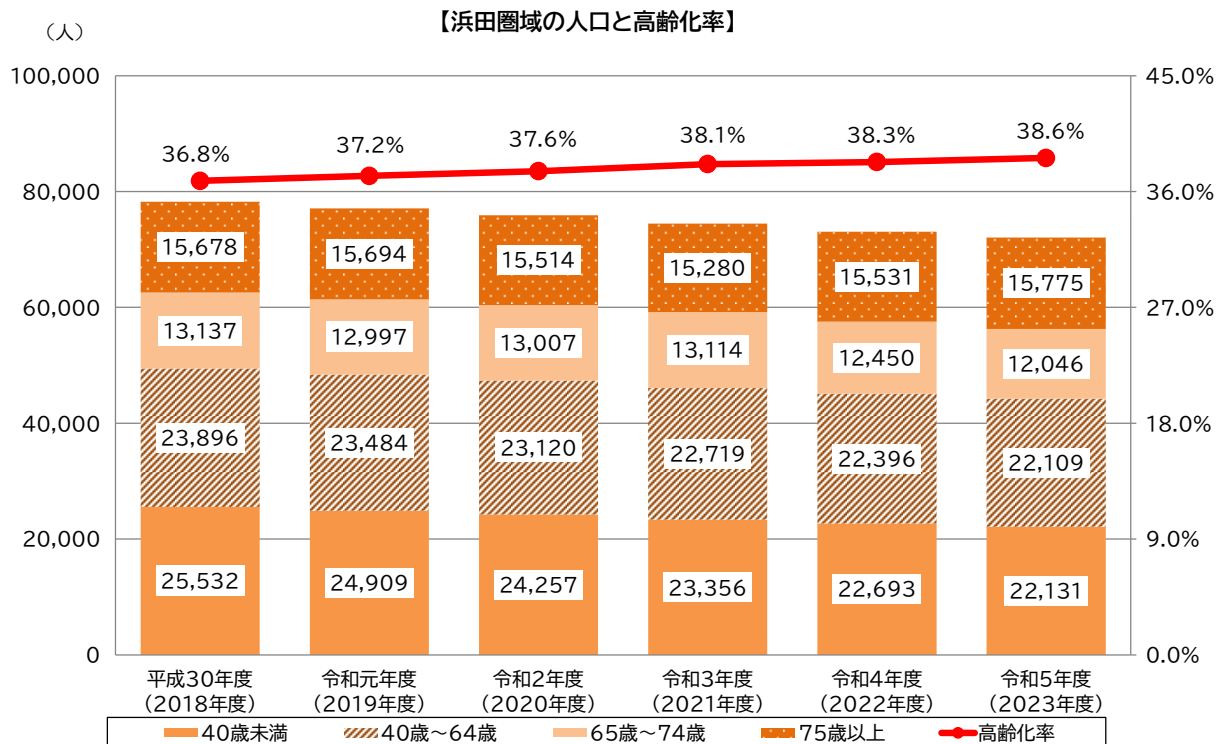
第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移

第1節 高齢者の現状と推移

(1)人口推移

総人口は、平成30年(2018年)度の78,243人から6,182人減少し、令和5年(2023年)4月1日現在で72,061人となっています。高齢化率は1.8%上昇し、38.6%となっています。。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総人口	78,243	77,084	75,898	74,469	73,070	72,061
40歳未満	25,532	24,909	24,257	23,356	22,693	22,131
40歳～64歳	23,896	23,484	23,120	22,719	22,396	22,109
65歳～74歳	13,137	12,997	13,007	13,114	12,450	12,046
75歳以上	15,678	15,694	15,514	15,280	15,531	15,775
高齢化率	36.8%	37.2%	37.6%	38.1%	38.3%	38.6%

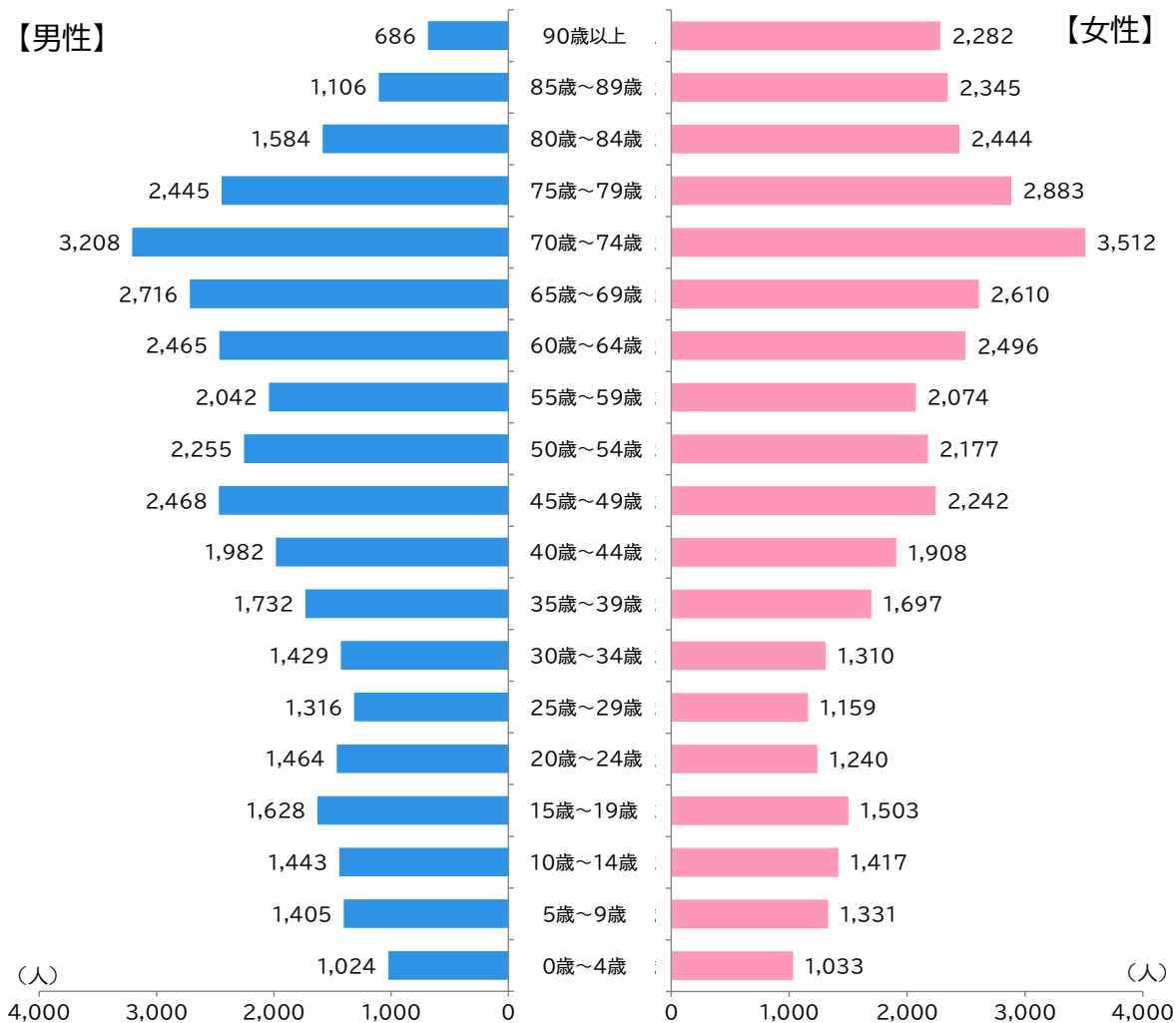


(2)人口構成

①浜田圏域

【人口構成(2023年4月1日現在)】

総人口	男性	女性
72,061人	34,398人 (47.7%)	37,663人 (52.3%)



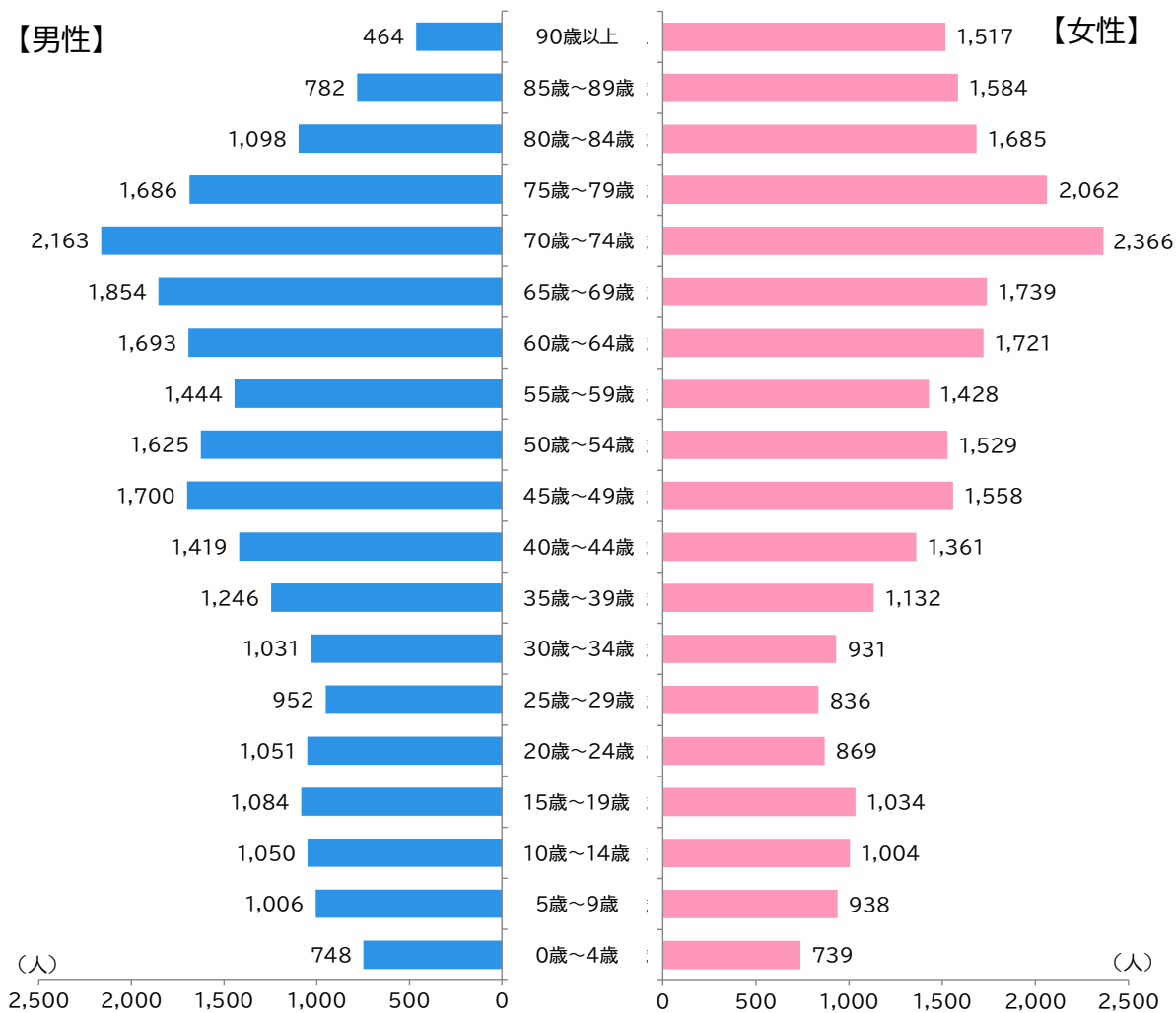
【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	72,061	7,653	36,587	27,821
構成比	100.0%	10.6%	50.8%	38.6%

②浜田市

【人口構成(2023年4月1日現在)】

総人口	男性	女性
50,129人	24,096人 (48.1%)	26,033人 (51.9%)



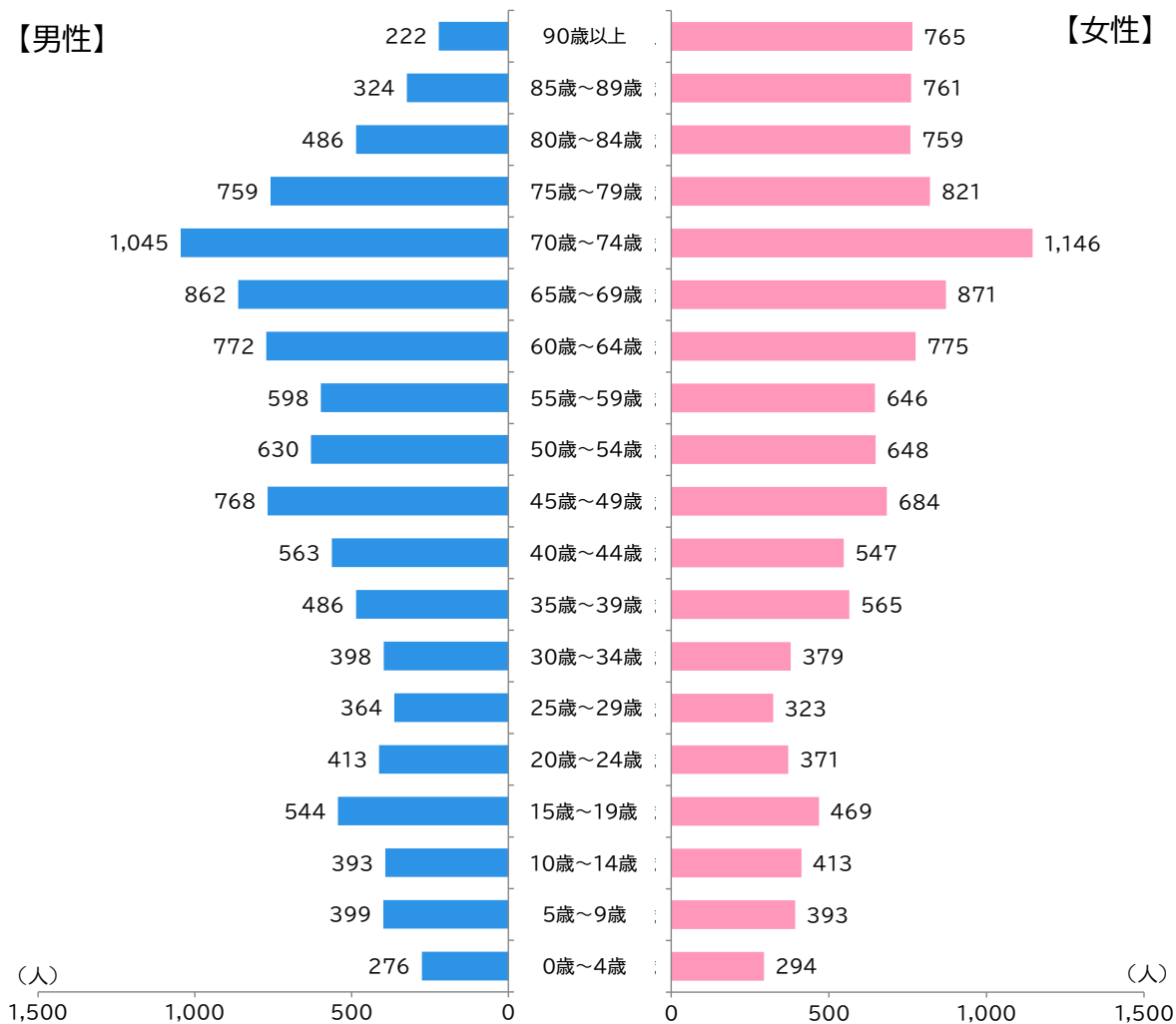
【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	50,129	5,485	25,644	19,000
構成比	100.0%	10.9%	51.2%	37.9%

③江津市

【人口構成(2023年4月1日現在)】

総人口	男性	女性
21,932人	10,302人 (47.0%)	11,630人 (53.0%)

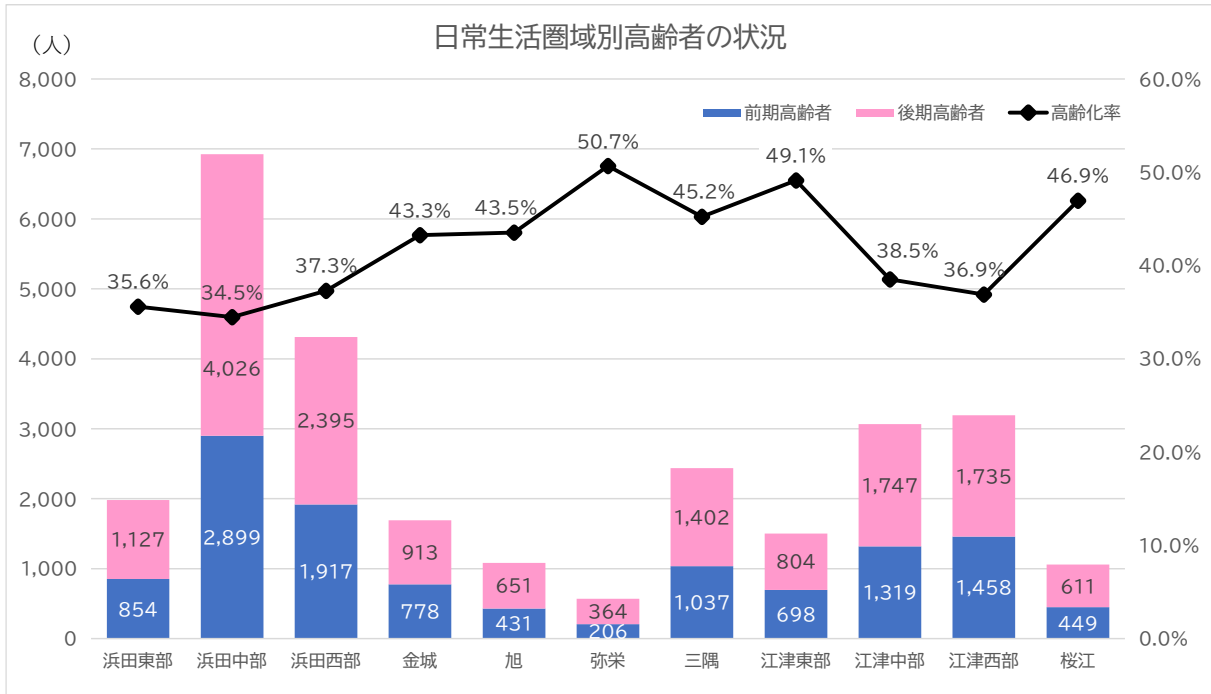


【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	21,932	2,168	10,943	8,821
構成比	100.0%	9.9%	49.9%	40.2%

(3)日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域別に高齢者数と高齢化率をみると、圏域によって大きな差がみられます。金城、旭、三隅、江津東部、桜江の各圏域では高齢化率が40%を超え、弥栄では50%を超えています。



出典：浜田市・江津市住民基本台帳人口(令和5年4月1日)

(4)高齢者の世帯の現状

高齢者のいる世帯についてみると、近年は減少傾向で推移しています。高齢者のみの世帯は令和2年、高齢独居世帯は令和3年をピークに減少に転じています。

		実績値					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
浜田圏域	65歳以上の高齢者がいる世帯	20,673	20,564	20,439	20,390	20,111	19,982
	2人以上で高齢者のみの世帯	5,783	5,837	5,854	5,833	5,821	5,824
	2人以上で高齢者がいる世帯	5,721	5,500	5,300	5,203	5,000	4,885
	高齢者独居世帯	9,169	9,227	9,285	9,354	9,290	9,273
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	12,765	12,762	12,602	12,445	12,579	12,711
浜田市	65歳以上の高齢者がいる世帯	14,064	13,982	13,882	13,896	13,718	13,612
	2人以上で高齢者のみの世帯	3,960	4,008	4,031	4,015	3,995	3,989
	2人以上で高齢者がいる世帯	3,918	3,746	3,571	3,530	3,390	3,300
	高齢者独居世帯	6,186	6,228	6,280	6,351	6,333	6,323
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	8,696	8,714	8,612	8,529	8,632	8,735
江津市	65歳以上の高齢者がいる世帯	6,609	6,582	6,557	6,494	6,393	6,370
	2人以上で高齢者のみの世帯	1,823	1,829	1,823	1,818	1,826	1,835
	2人以上で高齢者がいる世帯	1,803	1,754	1,729	1,673	1,610	1,585
	高齢者独居世帯	2,983	2,999	3,005	3,003	2,957	2,950
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	4,069	4,048	3,990	3,916	3,947	3,976

出典：浜田市・江津市住民基本台帳人口(令和5年4月1日)

(5)認知症高齢者の状況

作成中

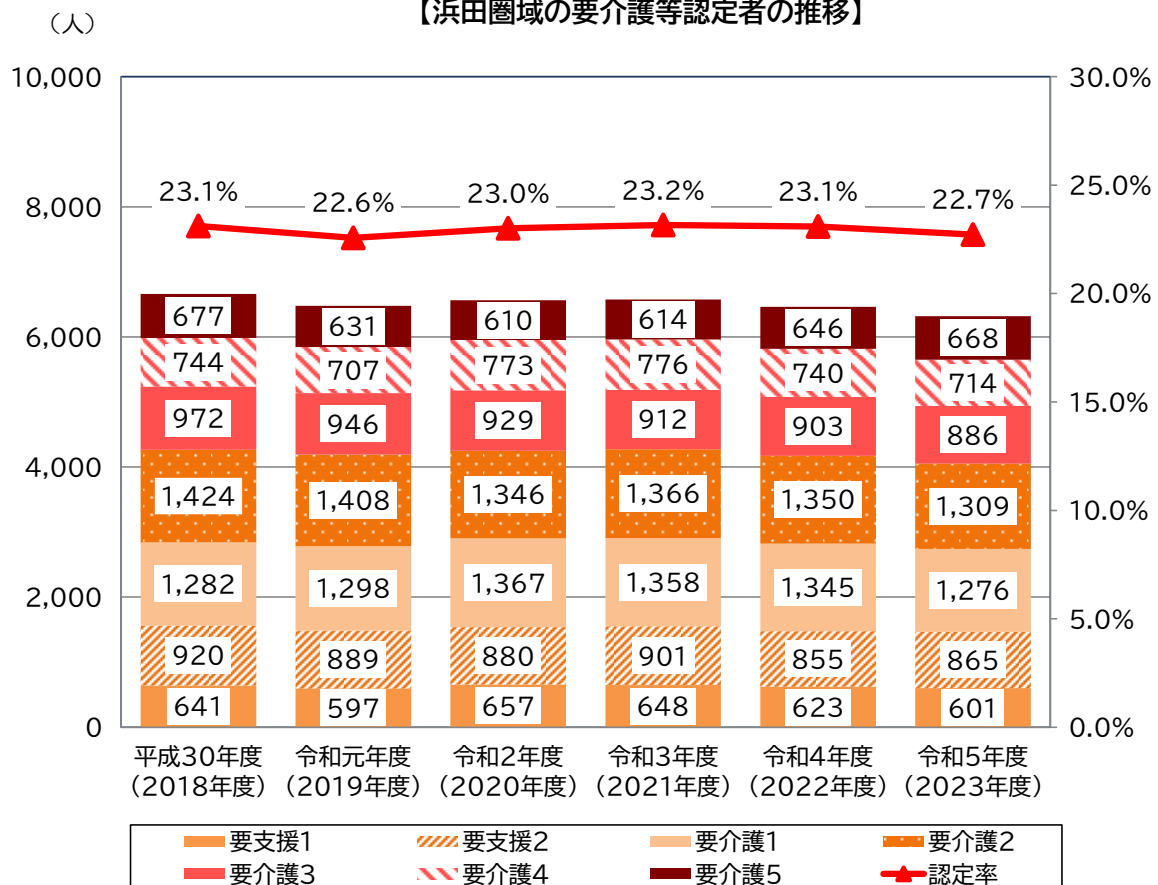
(6)要支援・要介護認定者の現状

要介護等認定者数は、平成30年(2018年)度の6,660人から341人減少し、令和5年(2023年)3月末日現在で6,319人となっています。特に要介護2の減少が大きくみられます。認定率は、概ね23%前後で推移しており、令和5年(2023年)3月末日現在で22.7%となっています。

(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	641	597	657	648	623	601
要支援2	920	889	880	901	855	865
要介護1	1,282	1,298	1,367	1,358	1,345	1,276
要介護2	1,424	1,408	1,346	1,366	1,350	1,309
要介護3	972	946	929	912	903	886
要介護4	744	707	773	776	740	714
要介護5	677	631	610	614	646	668
合計	6,660	6,476	6,562	6,575	6,462	6,319
認定率	23.1%	22.6%	23.0%	23.2%	23.1%	22.7%

【浜田圏域の要介護等認定者の推移】



第2節 高齢者の将来の見込み

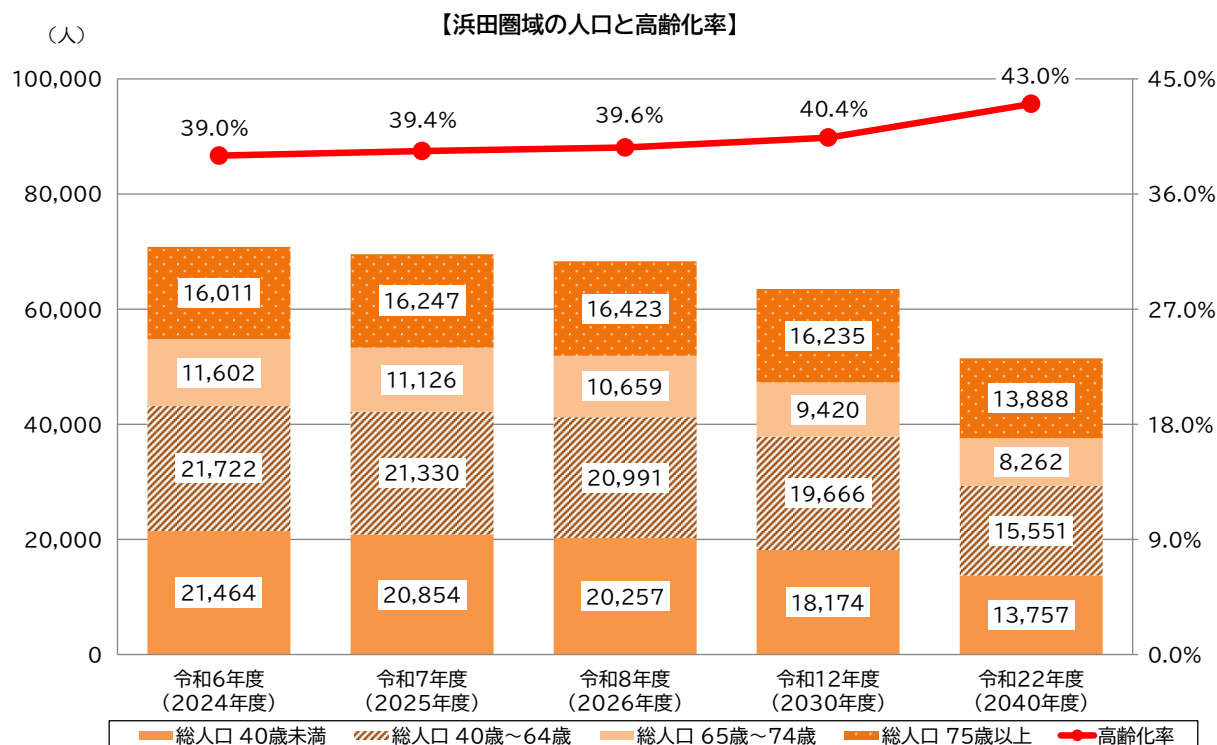
(1)人口の将来推計

今後の人口の推移を把握するため、平成30(2018)年～令和4(2022)年の各10月1日時点(各住民基本台帳)の人口を基に、コーホート変化率法※を用いて推計を行いました。

推計結果では、令和12(2030)年度には高齢化率 40.0%となり、今後さらなる少子高齢化が予測されています。

(単位:人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	70,799	69,557	68,330	63,495	51,458
40歳未満	21,464	20,854	20,257	18,174	13,757
40歳～64歳	21,722	21,330	20,991	19,666	15,551
65歳～74歳	11,602	11,126	10,659	9,420	8,262
75歳以上	16,011	16,247	16,423	16,235	13,888
高齢化率	39.0%	39.4%	39.6%	40.4%	43.0%



※コーホート…同年に出生した集団のことをいいます。

※コーホート変化率法…各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

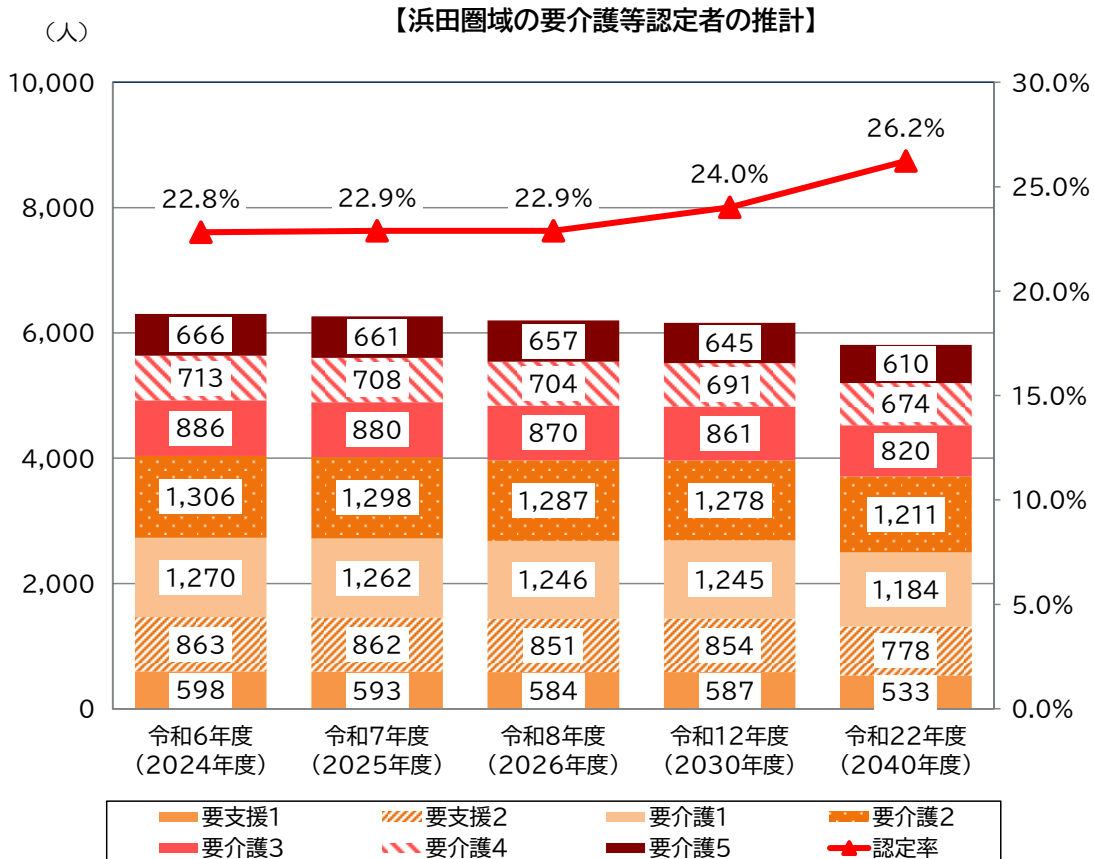
(2)要介護等認定者の将来推計

人口推計結果を基に第8期計画期間中における要介護認定率を用いて、本計画期間における要支援・要介護認定者の推計を行いました。第9期計画期間においては緩やかに減少することが見込まれます。

(単位:人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	598	593	584	587	533
要支援2	863	862	851	854	778
要介護1	1,270	1,262	1,246	1,245	1,184
要介護2	1,306	1,298	1,287	1,278	1,211
要介護3	886	880	870	861	820
要介護4	713	708	704	691	674
要介護5	666	661	657	645	610
合計	6,302	6,264	6,199	6,161	5,810
認定率	22.8%	22.9%	22.9%	24.0%	26.2%

資料:見える化システム



第3節 各種アンケート調査結果(抜粋)

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

(2)在宅介護実態調査結果(抜粋)

(3)事業所調査結果(抜粋)

第3章 計画の基本構想

第1節 本圏域の目指すべき姿と基本方針

本圏域のすべての高齢者が心身の状況変化により「転々とししないこと」、そして、「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指していきます。その実現に当たっては、「高齢者の自立」、「地域での支えあい」、「住みなれた地域での暮らし」、「生活者視点の地域包括ケア」の実現を第8期計画に引き続き基本方針とします。

【基本方針】

- ・高齢者の自立
- ・地域での支えあい
- ・住みなれた地域での暮らし



「生活者視点の地域包括ケア」

【目指すべき姿（転々とししない）】

目指すべき姿①【住みなれた家で暮らし続ける】

生活機能低下や疾病により要介護状態に陥らないよう、病気の重症化予防のための運動や食事などの健康的な生活習慣の確立や健康管理、介護予防に努める仕組みづくり。予期せぬことで、心身の状態変化があっても様々な居宅サービスの利用、かかりつけ医や多職種の医療介護従事者等の連携、さらには、地域の支えあいにより、在宅生活を維持し続ける仕組みづくり。（在宅医療・介護の連携強化、認知症になっても暮らしやすい地域づくりなど）

目指すべき姿②【なじみの関係で暮らし続ける】

認知症や医療依存度が高いことによる影響、また家族環境等により、やむを得ない状況変化によって施設等へ入所した場合においても、なじみの関係を構築し、安易な居所変更をしなくてもよい仕組みづくり。（多様な住まいの充実、看取りまでできる体制整備など）

目指すべき姿③【圏域内で暮らし続ける】

医療処置の必要性が高い高齢者であっても、できる限り圏域内の施設にとどまる仕組みや体制づくり。施設待機者であっても、在宅で介護できるような医療・在宅サービスの充実。在宅で介護する家族などへの支援や、地域資源の活用による見守りなどの充実。（介護医療院などの施設の整備、看護小規模多機能型居宅介護サービスなどの医療系介護サービスの強化、家族介護支援の充実など）

目指すべき姿のイメージ挿入予定

第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような6つの基本目標を定め、様々な施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現

基本目標Ⅱ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

基本目標Ⅲ 地域活動と連携した生活支援体制の充実

基本目標Ⅳ 認知症施策と権利擁護の推進

基本目標Ⅴ 医療・介護の連携の推進

基本目標Ⅵ 介護人材の確保と質の向上

第3節 施策体系

検討中

第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、11 圏域の設定を継続します。ただし、サービスの提供体制が整わない場合などについては、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

圏域	生活圏域	日常生活圏域	地区
浜田圏域	浜田市圏域	浜田東部	国府地区
		浜田中部	石見地区、浜田地区
		浜田西部	長浜地区、周布地区、美川地区
		金城	金城町
		旭	旭町
		弥栄	弥栄町
		三隅	三隅町
	江津市圏域	江津東部	波積地区、都治地区、黒松地区、浅利地区、松平地区
		江津中部	江津地区、渡津地区、嘉久志地区、和木地区
		江津西部	跡市地区、二宮地区、都野津地区、波子地区、敬川地区、有福地区
		桜江	長谷地区、市山地区、川戸地区、谷住郷地区、川越地区



第4章 具体的な取り組み(記載イメージ)

第1節 介護給付費適正化に向けた主要事業の推進

これまでの給付適正化主要5事業について、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ主要事業から除外するとともに、実より実施の効率化を図るため、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業が給付適正化主要事業として再編されました。

また、再編後の3事業については、実施100%を目指し、取り組みの重点化を図ります。

(1) 適正な要介護認定の取り組み

【事業内容】

要介護認定の際に行う認定調査員の調査票の内容についての点検を行っています。

【現状と課題】

【今後の方向性】

(単位:件)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
要介護認定の適正化 件数	目標	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績 (見込)				/	/	/

(2)ケアプランの点検

【事業内容】

ケアプラン点検は、介護支援専門員が作成したケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なプランとなっているか、保険者職員がともに検証確認するものです。点検を通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

【現状と課題】

【今後の方向性】
***** ***** *****

(単位:事業所数)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ケアプラン点検	目標	14	14	14			
	実績 (見込)						

(3)縦覧点検・医療情報との突合

【事業内容】

受給者ごとの介護報酬の支払状況を国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」を活用することで確認し、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な措置を行っています。
 また、給付実績の点検及び医療情報との突合により、不適正な介護給付の発生を防ぐ対応を行っています。

【現状と課題】

【今後の方向性】
***** ***** *****

(単位:件)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
縦覧点検・医療情報との突合(過誤件数)	目標	50	50	50			
	実績 (見込)				/	/	/

掲載イメージ

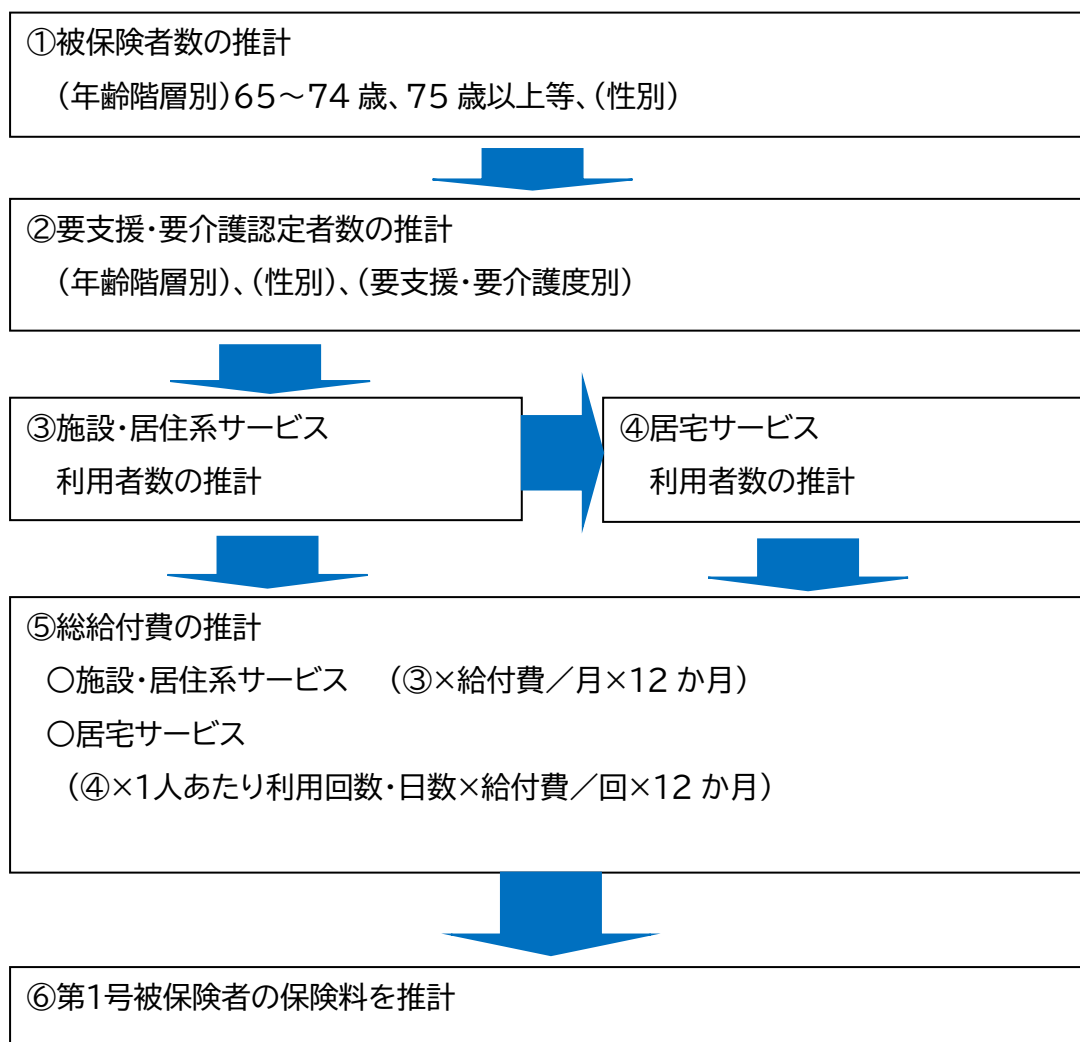
第5章 介護保険サービス事業の見込みと介護保険料

第1節 介護保険サービスの基盤整備

第2節 サービス別事業量の見込み

(1) 介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順

第9期介護保険事業計画における介護給付対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。

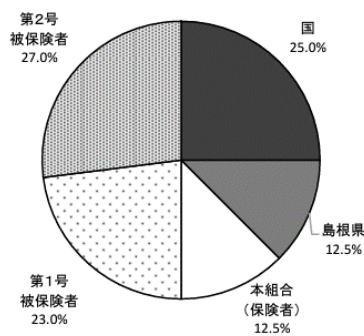


第3節 保険料の算定

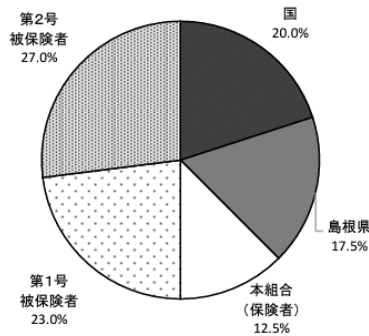
(1) 保険給付費の財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として 50%を被保険者の保険料、残りの 50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、第 1 号被保険者の割合が 23%、第 2 号被保険者の割合が 27%となります。(第8期介護保険事業計画と同じ割合です。)

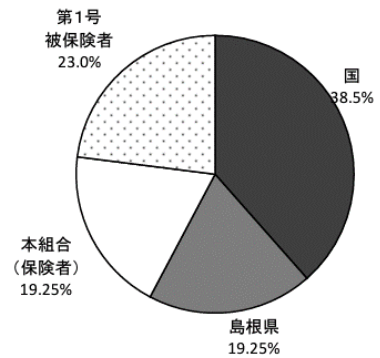
- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業



- 施設等給付



- 包括的支援事業・任意事業



第4節 地域支援事業

第6章 計画推進のための体制整備

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進捗評価

第3節 計画の分析と公表

資料編
